

公 示

下記農地は農地法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 8 月 26 日

都城市農業委員会 会長 坂上 和秋



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
都城市 山田町中霧島字大堀 3452	畑	1,312	賃借権	農地法第 32 条第 1 項第 1 号	都城市山田町山田 2 9 7 8 番地の 1 亡 村岡 利行

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

(記載要領)

- 1 記の 1 の「農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第 32 条第 1 項各号又は法第 33 条第 1 項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の 1 の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

農用地利用集積等促進計画（機構→耕作者）



第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整理番号	06-2-19002	農地中間管理機構（甲）		（氏名又は名称）公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明				（住所） 宮崎県宮崎市恒久1-7-14							
		権利の設定を受ける者（乙）		（氏名又は名称） 有限会社 新福青果				（住所）							
権利の設定をする土地（A）						（乙）に設定する権利（B）						備考			
所 在				現況 地目	面積 ㎡	権利 の種類	内容	始期	貸借終期 （期間）	賃料 円	賃料の支払方法				
市町村	大字	字	地番												
都城市	梅北町		2288-ロ	畑	928.00 (618.00)	賃借権	普通畑	令和9年 1月 1日	令和13年12月31日 (5年間)	8,000	毎年11月10日にJA口座より引落	梅北 修司			
以下余白												支払計画 令和9年 1月 1日～令和13年12月31日 5回 8,000円 徴収開始年度 令和9年度			
				計	928.00 (618.00)					8,000					
この計画に同意する。 農地中間管理機構（甲）													住 所（同 上）	公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 殿所 大明	印
この計画に同意する。 裏面3 法令遵守ア、イに該当する。□ 同 上 に該当しない。□ 権利の設定を受ける者（乙）													住 所（同 上）	有限会社 新福青果	印



2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃貸借又は使用貸借による権利設定
 - 1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により生じる。
- (2) 権利設定の条件
 - ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定により、権利の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
 - ウ 本計画により甲が乙に設定する権利は、乙が次のいずれかに該当するときは解除される場合がある。
 - ・ 乙が、当該土地をさらに転貸し、又は設定された権利を譲渡したとき。
 - ・ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 - ・ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
 - エ 甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び土地所有者が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 賃料の支払
 - ア 乙が土地所有者である場合は、甲は乙に対して賃料の請求は行わないものとする。
 - イ 水田の賃貸借において、乙が米穀による賃料の支払いを希望する場合、甲は土地所有者と協議を行い、土地所有者の了承が得られた場合に限り、賃料として米穀による支払いを行うことができるものとする。
なお、納品された米穀の確認（受け渡し、品質、数量等）については、乙及び土地所有者が直接行うこととし、甲は一切これに関与せず、賃料の支払がなされたものとみなしてこれに係る一切の責任を負わない。
 - ウ イの場合において、乙がやむを得ない事由のために米穀による支払いができない旨を甲に申し出た場合、甲は土地所有者と協議し、当該米穀に代わり金銭で賃料の支払いを行うものとする。
 - エ 乙が直接土地所有者に賃料を支払う方法（以下、「賃料相対」という。）を希望する場合、土地所有者は、甲から譲渡された乙への賃料請求権（民法第466条および467条に基づく）により、甲の土地所有者に対する賃料支払い義務が代物弁済として消滅するものとする。賃料の支払い方法（支払時期および入金方法等）については、土地所有者と乙の間で協議し、乙が土地所有者に直接賃料を支払うこととなる。甲は、賃料の支払いに関与せず、これに関する一切の責任を負わないものとする。
- (4) 賃料の支払猶予
 - ア 災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された賃料の支払期限までに賃料の支払をすることができない場合には、乙は賃料の支払期限の前日までに、甲に対して所定の書面を提出して、賃料支払の猶予を求めることができる。
 - イ アの場合において、土地所有者、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 遅延損害金
 - ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに賃料を支払えない場合は、甲に対し、再請求納入期限の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
 - イ 遅延損害金は、賃料の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算し、延滞日数が10日を超えるごとに遅延損害金が加算されるものとする。
- (6) 賃料の増額又は減額
 - ア 土地所有者、甲及び乙は、農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき賃料の額の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。賃料を改訂するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する賃料の動向等を勘案することができる。
 - イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが甲又は乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、賃料の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、土地所有者、甲及び乙が協議の上、定めることができる。
 - ウ 土地所有者、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、賃料の増減を請求しない。
- (7) 修繕及び改良
 - ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗及び被災について、自らの費用と責任において修繕及び復旧する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕及び復旧することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕及び復旧することができる。この場合において、甲又は乙が修繕及び復旧の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
 - イ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。この場合、甲、乙及び土地所有者は当該土地の改良等に関する覚書を交換するものとする。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
 - ウ 修繕費、復旧費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

- (8) 附属物の設置等
 - ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行うことについて、甲が同意しようとする場合には、甲は事前に設置について土地所有者の同意を得なければならない。
この場合、甲、乙及び土地所有者は附属物の設置等に関する覚書を交換するものとする。
 - イ アに基づき乙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。また、取去到した経費も乙の負担とする。
ただし、土地所有者及び甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙は取去の義務を負わない。
- (9) 当該土地の返還
 - ア 賃貸借又は使用貸借が終了するときは、乙は、その終了の日の30日前から終了の日までの間に、当該土地を原状に復さなければならない。
 - イ 附属物を取去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によるものである場合においては、甲及び乙は、原状回復の義務を負わない。
 - ウ 賃貸借又は使用貸借が開始される以前から存在する附属物、又は（8）アに基づく覚書の交換がなされていない附属物については、甲は原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借による権利を解除することができる。
 - ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき（機構法第21条第2項第1号）。
 - イ 正当な理由がなく機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき（機構法第21条第2項第3号）。
 - ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の終了
 - 当該土地が、災害その他、土地所有者及び甲並びに乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 租税公課等の負担
 - ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区の組合員資格については、乙と土地所有者の間で協議の上、別表2に記載することとし、甲はその記載内容を土地改良法第43条第3項の規定に基づき土地改良区に通知する。なお、組合員資格に関する調整について、甲は一切関与しない。
 - エ 作付しない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
- (13) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 - 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (14) その他
 - ア 当該土地が家畜防疫対策における埋却予定地である場合は、疾病発生時に埋却地となることがある。
 - イ 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲及び乙が協議する。

別表1 修繕費、復旧費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕、復旧又は改良の工事名	甲、乙及び土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の組合員資格に係る特約事項

土地改良区名	組合員資格	備 考
—	—	—

3 法令遵守

- ア 乙は、農地法第3条、第4条、第5条、第42条、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2、同条の3、種苗法及び農薬取締法第24条の法令を遵守している。
- イ 乙は、過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行っていない。
- ウ 乙は、ア、イに該当しない場合は、その時期及び内容を記載した書面を提出する。